

学校法人永原学園役員、評議員の報酬等及び費用の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人永原学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第35条の3の規定に基づき、役員、評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、学校法人永原学園教職員給与規則に基づくものを含まない。
- (3) 費用とは、役員、評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 監事 報酬

2 前項の規定にかかわらず、理事が在任中にこの法人の発展のため特別の功労があった場合には、理事会の議決を得て、前項の退職慰労金のほかに功労金を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分のとおりとする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 功労金 予算の範囲内で、理事会において定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌

営業日に支払うものとする。)

(2) 賞与 毎年7月及び12月

(3) 退職慰労金 任期の満了，辞任又は死亡により退職した後1か月以内

2 報酬等は，現金により本人に支給する。ただし，本人の同意を得れば，本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は，法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金，積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員、評議員の旅費は，別表4に定める額を支給する。

2 役員、評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は，当該費用を学校法人永原学園教職員等旅費規程に基づき支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には，その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し，又は解任された場合は，前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任，退任，又は解任の場合の報酬額については，その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により，計算金額に1円未満の端数が生じたときは，その端数金額が50銭未満であるときは，これを切り捨て，その端数金額が50銭以上であるときは，これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は，この規程をもって，私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は，理事長が理事会の議決を経て，別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は，評議員会の意見を聴いた上で，理事会の議決により行う。

附 則（令和元年 12 月 15 日）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 「学校法人永原学園役員報酬及び退職金支給規則（平成 12 年 12 月 16 日施行）」及び「理事・監事・評議員に対する旅費支給要綱（昭和 55 年 5 月 1 日施行）」は、廃止する。

附 則（令和 2 年 5 月 23 日）

この規程は、令和 2 年 5 月 23 日より施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 320,000 円
理事	月額 30,000 円
監事	月額 50,000 円

別表第 2（理事の賞与）

7 月の賞与	報酬月額×1 か月分
1 2 月の賞与	報酬月額×1 か月分

別表第 3（理事の退職慰労金算定式）

$(\text{報酬月額} \times 1 / 2) \times \text{在任月数}$

※上記在任月数は 1 か月単位とし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

別表第 4（役員、評議員の旅費）

(1) 参集地が佐賀市内の場合

	旅 費
佐賀市内居住者	5,000 円
佐賀県内居住者（佐賀市内居住者除く）	7,000 円
佐賀県外居住者	10,000 円

(2) 参集地が佐賀県内で佐賀市外の場合

	旅 費
参集地所在市町村内居住者	5,000 円
佐賀県内居住者 （参集地所在市町村内居住者を除く）	7,000 円
佐賀県外居住者	10,000 円